

NAKATSU-CITY Urban Master Plan

中津市 都市計画 マスタープラン



暮らし満足No.1のまち「中津」

ごあいさつ

中津市では、都市計画に関する基本方針となる「中津市都市計画マスタープラン」を平成14年1月に策定し、計画的なまちづくりを進めてまいりました。

この策定より15年が経過し、その間ダイハツ九州(株)の進出や市町村合併、東九州自動車道の北九州市から宮崎市までの開通、人口減少社会の到来、大規模災害への対応など中津市を取り巻く環境は大きく変化しました。このような変化に対応するため、今回、上位計画である第5次中津市総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン2017」の策定に合わせ、都市計画マスタープランの改訂を行いました。

改訂にあたっては、市民アンケートや説明会、パブリックコメント、都市計画審議会などでご意見をいただき、作業を進めてまいりました。

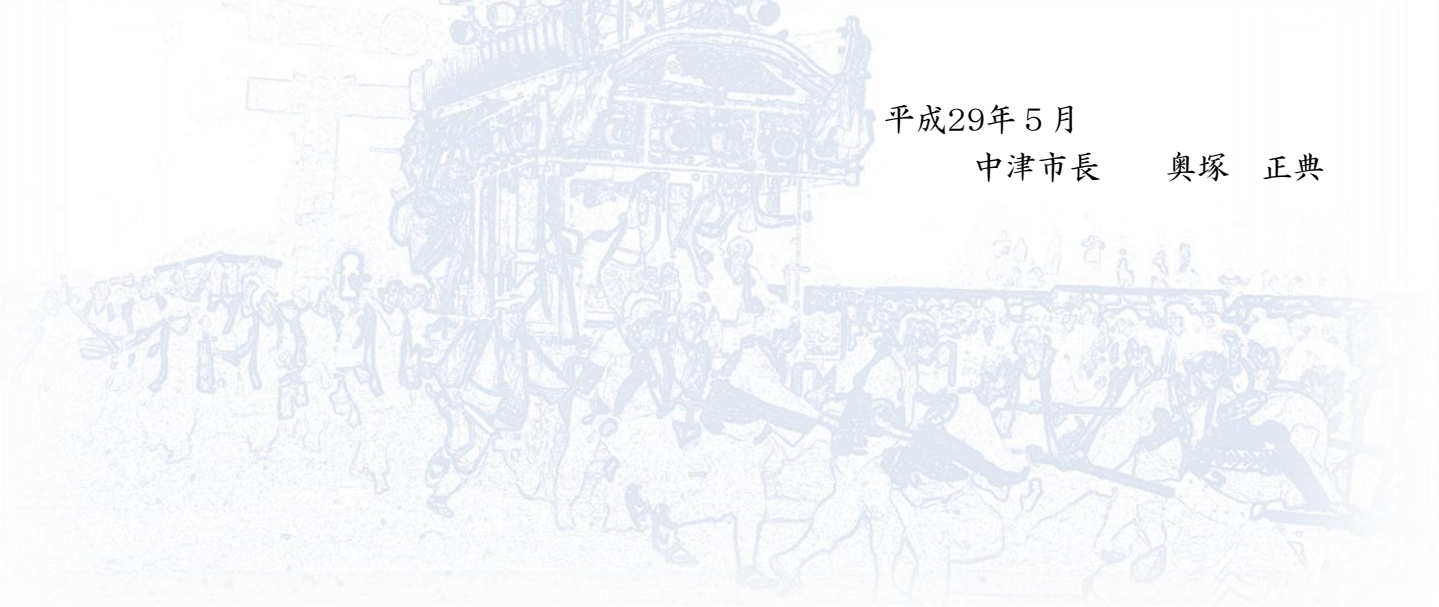
今後は、この新しい「中津市都市計画マスタープラン」に沿って、「暮らし満足No.1のまち『中津』」を目指して、都市計画をはじめとしたまちづくりの施策を進めてまいります。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、改訂にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様、そして ご審議いただきました中津市都市計画審議会委員、中津市都市計画マスタープラン策定委員会アドバイザーの皆様にご心より感謝申し上げます。



平成29年5月

中津市長 奥塚 正典



— 目 次 —

はじめに

- (1) 都市計画マスタープラン策定の目的
- (2) 都市計画マスタープランの位置づけ
- (3) 都市計画マスタープランの策定体制

1 中津市のすがた

- 1-1 中津市の現況…………… 1-1
- 1-2 上位・関連計画等の整理…………… 1-14
- 1-3 市民の意識調査
 - 1-3-1 市民アンケート結果…………… 1-17
 - 1-3-2 各種団体からの意見…………… 1-22
 - 1-3-3 説明会での意見…………… 1-22
- 1-4 中津市における都市整備課題…………… 1-23

2 目指すべき将来像の検討

- 2-1 まちづくりの目標…………… 2-1
- 2-2 将来人口…………… 2-3
- 2-3 将来の都市構造と都市空間のあり方…………… 2-4

3 全体構想

- 3-1 全体構想の構成…………… 3-1
- 3-2 土地利用の方針…………… 3-2
- 3-3 都市施設の方針
 - 3-3-1 道路の方針…………… 3-6
 - 3-3-2 公園・緑地の方針…………… 3-10
 - 3-3-3 生活排水処理施設の方針…………… 3-12
 - 3-3-4 その他施設整備の方針…………… 3-12
- 3-4 都市防災の方針…………… 3-14
- 3-5 交通体系の方針…………… 3-15
- 3-6 都市環境・景観形成の方針…………… 3-17
- 3-7 全体構想図（総括）…………… 3-20

4 地域別構想

- 4-1 地域区分…………… 4-1
- 4-2 地域別構想（都市計画区域）
 - 4-2-1 中心部エリア…………… 4-2
 - 4-2-2 中西部エリア…………… 4-7
 - 4-2-3 臨海部エリア…………… 4-12
 - 4-2-4 東部エリア…………… 4-17
- 4-3 準都市計画区域…………… 4-22

5 まちづくりを実現するために

- 5-1 協働のまちづくり…………… 5-1
- 5-2 マスタープランの見直し…………… 5-2

資料編…………… 資-1



はじめに

(1) 都市計画マスタープラン策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映させながら将来像を確立し、あるべき市街地像、整備課題に応じた方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものである。

中津市では、平成14年に最初の「中津市都市計画マスタープラン」を策定しているが、策定から15年が経過し、その間、社会経済情勢の変化や市町村合併による市域の拡大、上位計画の策定・見直し等、中津市を取り巻く状況が変化したことから、以下の方針に基づき今回の改訂版を策定している。

方針1：社会経済情勢に対応した都市づくり

⇒高齢化や人口減少、中心市街地の空洞化とポテンシャル低下、新たな企業誘致等の市の取り組みに対応するよう、効率的で持続可能な都市づくりを目指す。

方針2：合併後の広域的な都市づくり

⇒市町村合併を経て広大な都市計画区域外のエリアを抱えた中津市全体における、都市計画区域及び準都市計画区域の位置づけ。

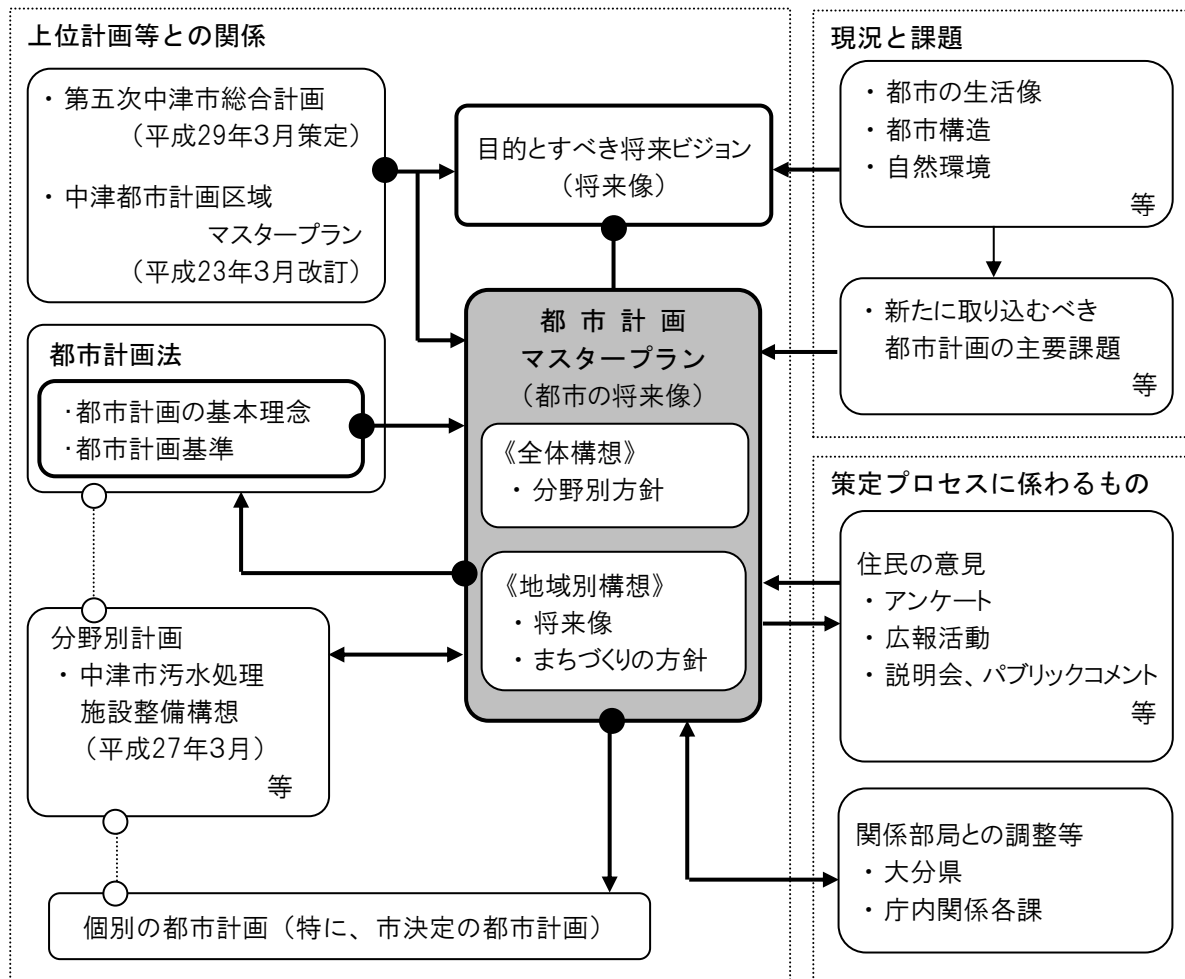
方針3：都市防災に配慮した都市づくり

⇒近年の災害や南海トラフ地震の発生を考慮した、災害に強い都市づくり。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

中津市都市計画マスタープランは、「第五次中津市総合計画(平成29年3月策定)」と大分県が策定する「中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(中津都市計画区域マスタープラン)(平成23年3月改訂)」に即して、土地利用や公園緑地等に関する計画を定めるものであり、中津市で行う全ての都市計画・整備の方向性を定めるものとして位置づけられる。

また、策定にあたっては、新たに生じた課題と地域的な特性に配慮するため、様々な手段により市民からの意見を募った。

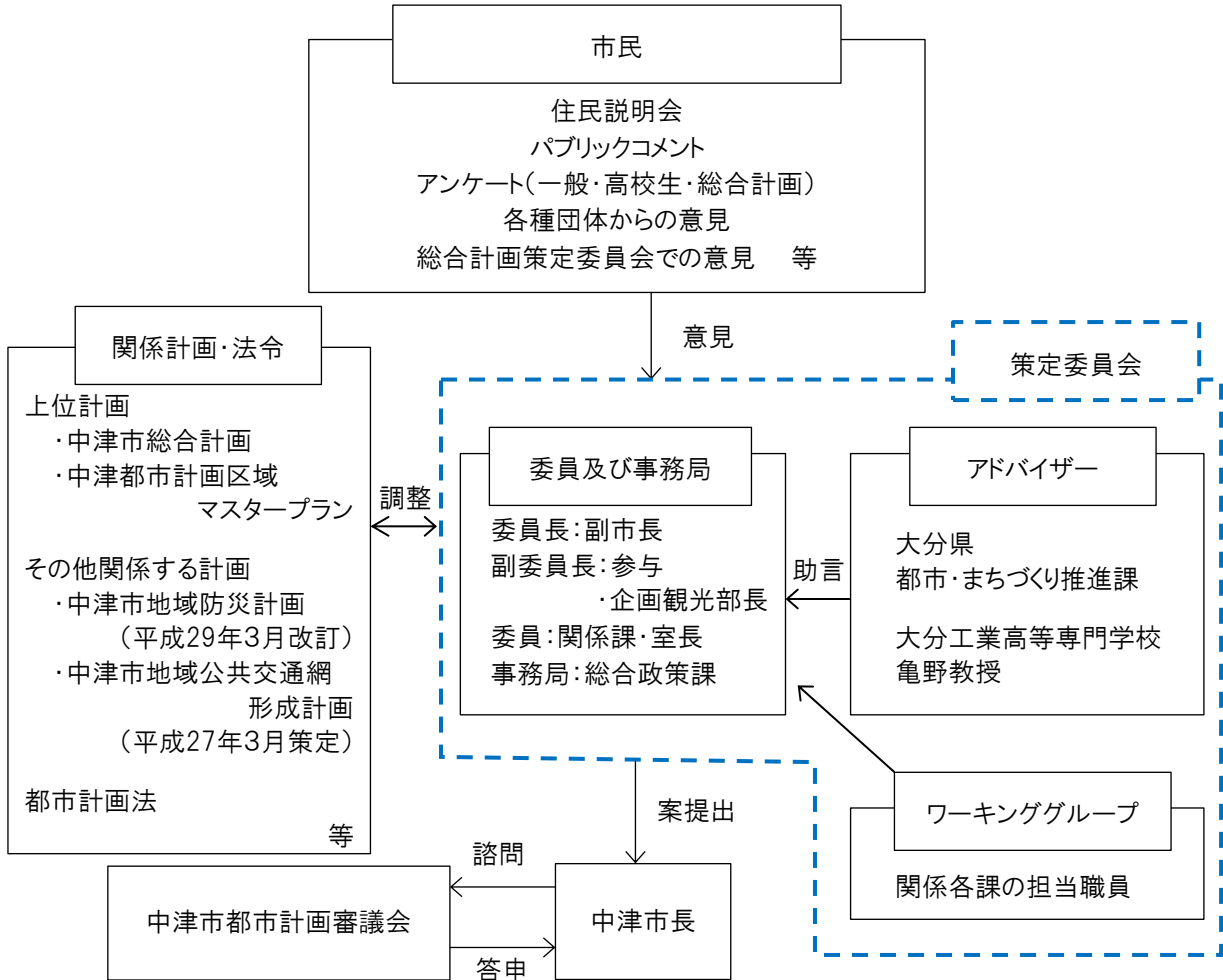


▲都市計画マスタープラン策定の概要



(3) 都市計画マスタープランの策定体制

今回の策定体制は以下の通りである。できるだけ多様な市民意見を募るため、住民説明会だけでなく様々な方法によって市民意見の聴取を行った。



▲中津市都市計画マスタープランの策定体制